

民事控訴審の訴訟手続きガイド

2018年9月1日改正

特許法院

I. 目的

民事訴訟法の第24条において定められた「特許権など」に関する民事控訴審事件(法院組織法第62条の2による「国際事件」を含む)における弁論と審理に関する基本的な事項を定めることにより、当事者に訴訟の手続きに対する予測可能性を与え、それを基に、迅速かつ経済的で、更に専門化された弁論と審理の手続きを踏み、公正な裁判が行われるようにすることを目的とする。

II. 事件の受付及び準備命令

1. 控訴人に対する準備命令

- イ. 控訴状における控訴理由の記載が十分でない場合、裁判長は直ちに控訴人に対し具体的な控訴理由が記載された準備書面の提出を命ずる〔添付1〕の準備命令を発する。
- ロ. 控訴人は、準備命令を受けてから4週間以内に、以下の事項が含まれた準備書面を提出しなければならない。
 - 1) 第1審判決のうち、事実認定又は法理の適用の誤りがあると主張する部分
 - 2) 第1審における当事者の主張の要旨、相手方の主張のうち、争いのない部分
 - 3) 第1審において提出した証拠の要旨とその立証趣旨
 - 4) 控訴審における新たな主張及び証拠とその立証趣旨、これらの主張・証拠を第1審において提出できなかった理由
 - 5) 関連事件(同一の特許権などに関する審判・訴訟が係属中の事件は以下の通りである)の表示
 - 6) 調停・和解の希望有無

2. 被控訴人に対する準備命令

- イ. 被控訴人は、控訴人の控訴理由が記載された準備書面の送達を受けてから 3 週間以内に以下の事項が含まれた反論の準備書面を提出しなければならない。
- 1) 控訴人の主張に対する答弁、控訴人の主張のうち争いのない部分
 - 2) 第 1 審において提出した証拠の要旨とその立証趣旨
 - 3) 控訴審における新たな主張及び証拠とその立証趣旨、これらの主張・証拠を第 1 審において提出できなかった理由
 - 4) 相手方の提出した書証に対する認否
 - 5) 関連事件の表示
 - 6) 調停・和解の希望有無
- ロ. 前項の準備書面が提出されない場合、裁判長は被控訴人に前項の事項が具体的に記載された準備書面の提出を命ずる〔添付 2〕の準備命令を発することができる。

3. 新たな主張・証拠の提出時の留意事項

第 1 審において行っていない主張を提出する、又は新たな証拠を申し出るためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものではないことを疎明しなければならない。その事由が疎明されない場合、法院は当該主張や証拠申請を民事訴訟法第 149 条により却下することがある。特に、第 1 審の弁論準備期日の終結時までに提出されなかった主張を新たに追加・変更したり、それに対する証拠を提出するためには、正当な事由をもって期限内に提出できなかったことを具体的に疎明しなければならず、その提出により訴訟を著しく遅延させない場合に限る。

4. 国際事件

- イ. 法院組織法第 62 条の 2 に基づいて外国語弁論を申し出る当事者は、〔添付 3〕の外国語弁論申請書を提出する(現在国際事件において許容される外国語は英語に限る)。
- ロ. 前項の申請書が受け付けられた場合、法院は相手方の当事者に申請書部分とともに、〔添付 4〕の意見書の様式を送達する。相手方の当事者はその送達を受けた日から 2 週間以内に外国語弁論申請に対する同意の有無を記載した意見書を提出する。
- ハ. 外国語弁論の申請及び同意は、原則として第 1 回弁論期日前に行わなければならない。

III. 事件の分類及び弁論の準備

1. 事件の分類など

イ. 控訴理由が記載された準備書面が提出されると、裁判長は直ちに弁論期日を指定すべき事件、手続き協議などが必要であり、又は弁論準備期日の指定が必要な事件、早期調停手続きに付する事件などに分ける。

ロ. 国際事件

- 1) 法院組織法第62条の2第1項による知識財産権などに関する事件のうち、当事者が外国人である事件、主な証拠調査が外国語で行われる必要のある事件、その他にそれに準じる国際的関連性のある事件に対し、当事者の同意があるうえで、裁判を著しく遅延させない場合、法院は当事者が法廷で外国語で弁論することを許可することができる。
- 2) 法院は、当事者のいずれもが外国語弁論の申請及び同意を撤回したり、外国語弁論によって裁判の進行に著しい支障をきたすと見なされる場合、外国語弁論の許可を取り消すことができ、その許可の取り消しは既に進められている裁判に影響を及ぼさない。当事者は、外国語弁論の申請撤回又は同意撤回をする場合、[添付5]の撤回書を提出する。

2. 弁論期日を指定すべき事件

直ちに弁論期日を指定すべき事件について、裁判長は忠実な審理に向けて原告及び被告に対し、要約争点整理書面の提出を命ずる[添付6]の弁論準備命令を発することができる。また、裁判長は当事者の書面攻防の結果を踏まえて主張及び証拠の提出期限、専門家証人など時間を要する証拠の申請期限などを定めるために[添付7]の弁論準備命令を発することができる。

3. 手続き協議が必要な事件 - 事件管理に向けたウェブ会議

イ. 裁判長は、当事者の意見を聴いて、両方の当事者とビデオ・音声の送受信により同時に通話ができる方法(以下、「事件管理ウェブ会議」という)により手続きの進行につ

- いて協議することができる。裁判長は受託裁判官を指定し、上記の手続きを担当させることができる。
- ロ. 事件管理ウェブ会議が決まった事件については、控訴人と被控訴人に対しウェブ会議の日程を通知し、その準備のために〔添付 8〕事件管理ウェブ会議の準備命令を発することができる。
- ハ. 事件管理ウェブ会議においては、以下の事項について協議することができる。
- 1) 弁論期日の日付及び回数、各期日別の進行事項
 - 2) 主張及び証拠の提出期限(総合準備書面の提出期限、専門家陳述書の提出期限、準備書面の提出回数及び分量を含む)
 - 3) 検証・鑑定や専門家証人など時間を要する証拠の申請有無及び期限
 - 4) 専門審理委員の指定有無
 - 5) 当事者による技術説明会の実施有無
 - 6) 請求項の解釈に関する審理を先行して行うか否かの判断
 - 7) 侵害有無、無効有無、損害賠償額の算定など、争点別に進めるか否かの判断
 - 8) 争点となる特許に関する訂正審判または訂正請求がある場合の進行に対する方策
 - 9) 無効、権利範囲の確認など関連事件が係属中の場合、並行審理を進めるか否かの判断
 - 10) 付調停有無
 - 11) 争点の確認及び整理
- ニ. 事件管理ウェブ会議において協議された内容については、〔添付 9〕の手続きに関する準備命令を発することができる。
- ホ. 前項の準備命令において総合準備書面の提出を命じた場合、控訴人は事件管理ウェブ会議から 3 週間以内(又は準備命令において定めた期限)に、被控訴人は控訴人の総合準備書面が提出された日から 3 週間以内(又は準備命令において定めた期限)に各総合準備書面を提出しなければならない。
- ヘ. 総合準備書面には全ての主張(第 1 審における主張のうち、撤回しない主張を含む)を記載し、それに関する主な証拠を提出しなければならない。上記のニ. 項の準備命令において特定の争点に関する総合準備書面の提出を命じた場合には、特定の争点に関する全ての主張を記載しなければならない。既に提出された準備書面と同一の内容に

については当該部分を引用することができる。

- ト. 準備命令において定めた主張・証拠の提出・申請期限後に主張を追加・変更〔例えば、新規性・進歩性に関する主張の根拠になる最も近い先行発明(以下、「主な先行発明」という)を変更し、又は先行発明やその組み合わせの関係を追加・変更する場合など〕したり、新たな証拠を申し出るためには、故意または重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものではないことを疎明しなければならない。その事由が疎明されない場合、法院は当該主張・証拠申請を民事訴訟法第149条により却下することができる。

4. 弁論準備期日の指定が必要な事件

- イ. 主張及び証拠の整理、又は技術説明会の開催に必要な場合、弁論準備期日を設けて当事者を出席させることができる。裁判長は受託裁判官を指定し、上記の手続きを担当させることができる。
- ロ. 弁論準備期日が終結した後に主張を追加・変更し、又は新たな証拠を提出するためには、故意または重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものではないことを疎明しなければならない。その事由が疎明されない場合、法院は当該主張・証拠申請を民事訴訟法第286条、第149条により却下することがある。

IV. 弁論期日

1. 弁論期日の運営

- イ. 控訴人、被控訴人の順で各20分以内の範囲で口頭で弁論する。数人の訴訟代理人が選ばれた場合であっても、上記の時間内に弁論しなければならない。弁論時間は裁判長が必要であると判断した場合、延長又は短縮できる。
- ロ. 口頭弁論のための弁論資料などは、弁論期日の勤務日基準2日前までに提出しなければならない。
- ハ. 当事者は必要と判断される場合は事件と直接関連のある製品(特許実施品、被告実施

品など)を持参し、裁判長の許可に応じて上記の製品に関する説明または試演をすることができる。

- ニ. 国際事件の当事者は、法廷で許可された外国語で弁論を行うことができる。裁判長は、国際事件訴訟の指揮に韓国語を使用する。法院は、国際事件の弁論期日に裁判部の話と、弁論に参加する人の話を通訳人に原則として同時通訳の方法で通訳させる。

2. 弁論期日で争点別に集中審理する場合

- イ. 法院は、複数の請求が組み合わせられ、又は争点が複数であるため請求別・争点別に集中審理の必要があると判断する場合、当事者と協議して弁論期日を争点別に運営することができる。
- ロ. 特に当事者間において請求項などの解釈について争いが存在し、それによりその他争点に対する主張や証拠関係が異なる場合があるため、請求項などの解釈に関する審理が先行されるべき事件の場合、裁判部は当事者と協議して請求項などの解釈に関する弁論を他の争点より先に進めることができる。その際、当事者は争いの対象になる請求項などについて訂正審判及び訂正請求などが進められている場合、その進行状況を裁判部に知らせなければならず、その後、訂正審判及び訂正請求などを予定している場合は、それに関する計画及び意見を具体的に示さなければならない。

3. 審決取消訴訟との並行審理

- イ. 同一の当事者間における同一の特許権などに関する侵害訴訟と審決取消訴訟が同一の裁判部に係属され、その必要性が認められる場合、原則として両事件を並行して審理する。
- ロ. 侵害訴訟と審決取消訴訟における関連主張を整理する必要があるなどの場合には、弁論準備手続きを並行して進行することができる。
- ハ. ① 知的財産権の登録番号が同一の関連事件は、同一の裁判部に振り分けられることが原則であり、② 当事者が同一で、且つ出願された知的財産権又は登録された知的財産権の内容が同一・類似の関連事件が相互異なる裁判部に振り分けられた場合、再振分手続きを通じて同一の裁判部に振り分けられることがある(具体的な手続きは、「特許法院の事件振り分けに関する内規」に従う)。当事者は、関連事件が相互異なる裁判

部に振り分けられたり係属中の場合はその事情を裁判部に知らせなければならない。

V. 証拠の申請及び調べなど

1. 証拠の申請及び採用の可否

- イ. 控訴審において新たな証拠の申請をする場合、申請人は第1審においてこれを提出できなかった理由について具体的に疎明しなければならない。法院は裁判手続きの遅延により一方の当事者に大きな損害が予想されるか否か、迅速な手続きの進行が必要であるか否かなどを考慮し、その採用可否を決定する。
- ロ. 第1審において採用され調べられた証拠と立証趣旨が同一・類似の証拠の申請をする場合(例：第1審において損害額を鑑定した場合、その鑑定額を弾劾するために別途の鑑定の申請をする)、申請人はその必要性について具体的に疎明しなければならない。
- ハ. 第1審において申請をしたものの採用されなかった証拠、第1審において撤回した証拠の再申請をする場合、申請人はその必要性について具体的に疎明しなければならない。
- ニ. 証拠調べ手続きの協議に向けて必要な場合、弁論準備手続きに付することができる。裁判長は当事者の意見を聴いて、事件管理ウェブ会議により手続きの進行に関する事項を協議することができるほか、必要な場合、それに関する準備命令を発することができる(〔添付10〕準備命令の様式は、損害額の算定のためのウェブ会議の準備命令の例示である)。

2. 専門家証人

- イ. 専門家証人の申請をするときには、証人の専門性と客観性が確認できる〔添付11〕の専門家証人の基本事項確認書を添付しなければならない。
- ロ. 専門家証人の尋問のために必要な事項(専門家証人陳述書及び証人尋問事項の提出期限、証人尋問時間の制限、専門家証人による証言の信憑性を弾劾する主張及び証拠の提出期限など)については、〔添付12〕の弁論準備命令を発することができる。

- ハ. 主尋問は専門家証人陳述書の範囲内で行わなければならない。主尋問において専門家証人に対し提示又は引用する全ての資料は、専門家証人陳述書及び証人尋問事項の提期限内に証拠として提出されなければならない。
- 二. 専門家証人が外国人である場合、当事者は各主尋問と反対尋問のために通訳人と同行することができる。(但し、国際事件において専門家証人が許可された外国語で証言する場合に、当事者は通訳人を同行する必要がない)。通訳人を同行する場合、円滑な通訳のために当事者は事前に通訳人に技術的内容などに関する資料を提供することができる。通訳人が同行できない場合、証人尋問期日の4週間までに裁判部にこれを知らせ、通訳人の指定申請をしなければならない。
- へ. 必要な場合、関連法律の許容範囲内で専門家証人をビデオなどの中継装置による遠隔ビデオリンクによる尋問の方式で尋問することができる。

3. 資料の提出命令

イ. 一般

法院は当事者の申立により、相手方の当事者に対して、侵害の証明に必要な資料、又は侵害行為による損害額の算定などに必要な資料(会計帳簿、売上関連帳簿、経費支出関連帳簿、契約書、税金計算書、税金申告書、銀行取引内訳など、電子文書を含む)の提出を命じることができる。

ロ. 資料目録提出申立及び提出命令

当事者は、申立対象となる資料の趣旨や資料として証明する事実を概括的に示し、資料の表示と趣旨を記載した資料目録の提出を申し立てることができる。電子文書の場合、資料目録の提出時の文書が提出後に変造されないことを担保するために、各電子文書のハッシュ値を併せて提出することを申し立てることができる(例えば、所定の特許工程において必須として伴われる特定のキーワードを含む各電子文書の表示とそのハッシュ値)。

ハ. 資料提出命令申立書

資料提出命令申立書には、以下のような事項を具体的に記載しなければならない。

- 1) 提出を求める資料の表示
- 2) 上記の資料と侵害の証明又は損害額の算定との関連性

3) 相手方が上記の資料を所持していることに対する根拠

二. 相手方の意見書

資料提出命令申立がある場合、法院は相手方に意見提出要請を行い、相手方は意見提出要請書の送達を受けた日から2週間以内に以下のような事項が盛り込まれた意見書を提出しなければならない。

- 1) 提出を求める資料の存在
- 2) 提出を求める資料と立証趣旨との関連性に対する意見
- 3) 提出を求める資料の所持の有無(資料が存在したことがあるが、現在は所持していない場合、その時点と経緯について具体的に示すこと)
- 4) 資料提出を拒否する事由があるなら、その具体的な内容
- 5) 提出を求める資料のうち、任意提出が可能な部分

へ. 資料提出命令申立の審理

- 1) 資料の存在又は所持の有無が争われるなど、必要な場合は、資料の提出命令を発する前に当事者尋問又は証人尋問を行うことができる。
- 2) 法院が鑑定人または専門審理委員を選定した場合、法院は資料の所持の有無、及び提出対象の資料と立証趣旨との関連性を判断するうえで、鑑定人又は専門審理委員の意見を参考にすることができる。
- 3) 法院は、相手方の当事者が資料の提出を拒否する事由があると主張する場合、提出拒否事由が正当か否かを審理するために、非公開弁論準備手続きを進めることができる。法院は、提出拒否事由審理のために、当事者に当該書類を提示することを命ずることができ、提示された当該書類を他人が見られないようにしなければならない。但し、審理に必要な範囲内で適切な方法で要旨を相手方に告知することができる。

ト. 資料の提出命令

法院は、資料が提出されないことにより申立人の受ける不利益と、資料の公開によって相手方の当事者の受ける不利益とを比較して提出資料の種類と範囲とを定めることができる。提出対象の資料が敏感な個人情報を含んでいたり、侵害の証明、損害額の算定と無関係の情報を含むなど、正当な理由がある場合、法院は相手方の当事者の申立によっ

て当該部分を削除した資料の提出を許可することができる。

チ. 閲覧範囲指定及び秘密保持命令

法院は、提出対象の資料に営業秘密が含まれた場合、提出命令の目的内で閲覧可能な範囲又は閲覧可能な人(営業秘密を閲覧できる人は原則として訴訟代理人及び法院の選定した専門家に限る)を指定しなければならない。この場合、法院は、相手方の当事者の申立によって特許法第224条の3第1項の各号の要件を満たす場合、決定により上記の資料を閲覧できる人に対して秘密を保持することを命ずることができる。

リ. 資料の提出命令に応じない時の不利益

当事者が正当な理由なしに資料の提出命令に応じない時には、法院は資料の記載に対する相手方の主張を真実として認めることができる。この場合、資料の提出を申し立てた当事者が資料の記載に関して具体的に主張するのに著しく困る事情があり、資料として証明する事実を別の証拠として証明することを期待することも困難な時は、法院はその当事者が資料の記載によって証明しようとする事実に関する主張を真実として認めることができる。

4. 鑑定

イ. 損害賠償に関する鑑定

- 1) 第1審において損害額を算定するための鑑定が実施されなかった場合、通常の実施料や特許発明への寄与率を決めるために鑑定が必要な場合、その他必要であると認める場合、これらに対する鑑定を実施することができる。
- 2) 逸失利益や侵害者の利益などを算定するために必要な譲渡数量、単位数量当りの利益額など、関連資料の効果的な分析のために会計専門家による鑑定を実施することができる。
- 3) 鑑定人は、法院の許可を得て現場調査を行うことができる。
- 4) 鑑定人は、営業・業務現況、経営管理組織に関する現況、会計システムの現況、関連会社などの現況、被告実施品に関する情報、被告実施品に対する取引の流れ(供給、製造、保管、販売)、被告実施品に関する業務の流れ(書類の作成、承認、会計処理、支給・回収)など、損害賠償額の算定に必要な事項に関して当事者に質疑することができ、当事者は鑑定人に対し必要な事項を説明しなければならない。

ロ. 技術的事項に関する鑑定

当事者間で技術的事項に関する争いがある場合、それに対する鑑定を実施することができる。

5. 専門審理委員

イ. 法院は必要性が認められる場合、当事者の意見を聴いて1人又は数人の専門審理委員を指定する。

ロ. 専門審理委員による事件把握などのために必要な場合、弁論準備期日を設けることができる。専門審理委員は、期日に裁判長の許可を得て当事者などに直接質問することができる。当事者は専門審理委員の質問について追加答弁の必要がある場合、裁判長が定めた期限までに法院に書面にて提出しなければならない。

6. 損害額に関する主張及び証拠の提出

イ. 損害賠償の請求人は、損害額算定の根拠となる条項を明示し、その要件事実に対する主張に関連のある証拠番号を表示しなければならない。

ロ. 相手方は、請求人の主張に対して具体的に答弁しなければならない。そのような具体的な答弁がない場合、裁判部は相手方に製品の実際の販売期間、販売数量、販売単価、販売額、製造原価、利益率などを示すことを命ずることができ、具体的に否認しない事実に対して争いのないものと見なすことができる。

ハ. 会計帳簿又は売上若しくは経費の支出などを記載した会計・財務関連帳簿などを提出する場合には、その文書が原本又は原本と同一の写しであり、修正・削除・漏れのないことを確認する作成主体(会社の場合、代表取締役及び会計担当取締役)の確認書を添付しなければならない。相手方が会計帳簿の真偽について合理的な疑問を提起する場合、帳簿の作成の基礎となる書類(銀行又は財務書類)を追加提出しなければならない。

VI. 調停

1. 早期調停

イ. 裁判長は控訴事件が受け付けられた直後又は適切な時期にその事件が調停に適合する

か否かを判断し、早期調停手続きに付することができる。

- ロ. 早期調停手続きに付された事件は、原則として調停担当判事が担当する。調停担当判事は、当事者と協議して法院以外の適切な場所において調停手続きを進行することができる。

2. 弁論期日以降の調停

裁判長は第1回弁論期日以降も必要な場合、事件を調停手続きに付して特許法院調停委員会などに調停をさせることができる。

VII. 書類の作成及び書証の提出

1. 準備書面

イ. 一般的な作成方法

- 1) フォントの大きさは12pt、行間は250%にする。
- 2) 準備書面の分量は、民訴訴訟規則により30ページ以内にするのが原則である。
ただ、やむを得ず分量を超えたり、2つ以上に分けて準備書面を提出しなければならない場合は、その事由を記載した手続き協議申請書を提出しなければならない。この場合、法院は分量を超えた準備書面の提出などを許可することができる。
- 3) 主張を裏付ける証拠が提出された場合、当該部分に証拠番号を表示する。
- 4) 技術用語については、必要に応じて用語の定義を記載し、その出所が分かる資料を提出する。
- 5) 要約争点正義書面には、[添付6]の別途のとおり控訴理由の要旨、争いのない事項、争点整理表、証拠説明、追加提出証拠、書証に対する認否、釈明事項、訴訟進行に対する意見などを簡潔に記載する。
- 6) 総合準備書面には、冒頭に全ての攻撃・防御方法と主な証拠(先行発明を含む)の内容を要約して記載する。
- 7) 総合準備書面を除く他の準備書面には、既に主張した内容を繰り返し記載せず、同一の内容が記載された既に提出された準備書面の当該部分を引用しなければならない。

ない。

- 8) 国際事件の場合、外国語弁論の許可を得た当事者は、許可を得た外国語で作成された準備書面を提出することができる。なお、国際事件の両当事者は裁判長の命令に応じて総合受信書面を提出しなければならない。

ロ. 進歩性に対する主張方法

- 1) 特許・実用新案の請求項などの明細書の記載内容が補正又は訂正請求、訂正審決などによって変更された場合、その変更の内訳を変更前と変更後とに区分して記載し、判断の基準時点の請求項などの明細書の記載内容を明示する。
- 2) 先行発明の構成要素を具体的に特定し、特許発明と先行発明の対応する構成要素を対比した対批表を提出する。周知・慣用技術もその対比対象になる部分を特定する。
- 3) 先行発明の組み合わせによって進歩性が否定されるという主張をする場合、主な先行発明を選定し、先行発明間の具体的な組み合わせの関係とその組み合わせが容易である理由を明示する。

(例示) 先行発明 1 乃至 3 により進歩性が否定される。(×)

主な先行発明である先行発明 1 において、先行発明 2 の○○構成要素を付加(又は、先行発明 1 の構成要素 2 の代わりに先行発明 2 の○○構成要素を組み合わせる)すると、特許発明が導出され、・・・のことに鑑みると、そのような組み合わせに対する教示、示唆、動機付けなどがあり、通常の技術者がそのような組み合わせを容易に想到することができるため、特許発明の進歩性が否定される。(○)

- 4) 請求項の解釈に関する審理が先行される必要がある場合、その理由を明らかにし、解釈が必要な文章、当該文書に関連のある明細書の記載内容、当事者が主張する請求項の解釈内容及び具体的な根拠を提示する。
- 5) 通常の技術者が法律要件の判断における基準になる場合(例：進歩性、均等範囲、自由実施技術など)、通常の技術者の技術水準(学歴、資格、職業分野及び期間など)を具体的に記載する。

ハ. 明細書の記載不備に関する主張方法

明細書の記載不備に関する主張は、まずその主張の趣旨による適用条項を明示した後、それに対する根拠を提示する方法で記載する。

二. 侵害に関する主張

- 1) 被告実施品・方法は、執行機関が別途の判断がなくても識別できるよう具体的・個別的・事実に特定する(例：商品名、製品の形式番号を記載し、図面や写真を添付する)。
- 2) なお、被告実施品・方法は、特許発明と構成要素別に対比できるように具体的に記載する一方、被告が実施する製品・方法と事実の観点から同様に記載する。
- 3) 特許発明と被告実施品・方法の対応する構成要素を対比した対比表を提出する。

ホ. 損害額に関する主張方法

- 1) 損害賠償の請求人は、損害額の算定の根拠となる条項を明示し、上記の条項の各要件別に関連のある証拠番号を表示しなければならない。
- 2) 相手方は、相手方の主張事実について争う場合、単純な否認ではない具体的な答弁をしなければならず、そうでない場合は、裁判部は具体的に否認しない事実について争いが無いものと見なすことができる(例：①原告が特許法第128条第2項¹⁾に基づいて損害額の算定を主張する場合、被告が原告の主張の譲渡数量を否認する場合には実際に譲渡した数量を明らかにしなければならない。②原告が同条第4項に基づいて損害額の算定を主張する場合、被告が原告主張の利益額を否認する場合には実際の利益額とその算定の根拠となる売上高、経費、利益率などを明らかにしなければならない)。

2. 証拠説明書

- イ. 各証拠とその立証趣旨を簡略に記載する。
- ロ. 先行発明に関する証拠を提出する場合、先行発明として提出するものか、又は周知・慣用技術の証拠として提出するものかを明らかにする。1つの文献に複数の発明が含まれている場合、そのうちいずれかを先行発明として主張するかを明確に示す。

3. 書証

1) 以前の「第1項」

- イ. 外国語で書かれた書証には、翻訳文を添付しなければならない。特に、外国語で書かれた先行技術文献に対しては抜粋翻訳文でない全文翻訳文を添付し、機械翻訳(自動翻訳)して提出してはならず、立証趣旨とそれに関連のある部分は下線引きなどの適切な方法で強調して示す。
- ロ. 国際事件において許可されている外国語で作成された文書には、翻訳文を添付しなくてよい。但し、法院が訴訟手続きの円滑な進行のために著しく必要であると判断し、翻訳文の提出を命じた場合には、前項と同様の方法で提出しなければならない。当事者は、許可されている外国語でない外国語で作成された文書については、韓国語又は許可されている外国語の翻訳文を添付しなければならない。
- ハ. 書証名は、文書の表題がある場合にはその表題を記載し、表題がない場合には文書の内容を要約して記載する[例："〇〇会社の商品カタログ(2006.1.2.発行)"]、先行発明として提出する証拠は書証名にその趣旨を明示する[例："(先行発明1)登録特許公報第0012345号"]。
- ニ. 一つの書証には、一つの証拠のみ含まれていなければならない[例：商標事件の場合、数件のブログ上の書き込みは、それぞれ別途の書証として提出しなければならない。但し、関連の内容である場合、枝番号を表示する(甲第2号証の1、甲第2号証の2など)]
- ホ. 特許・実用新案などの技術的内容やデザインの具体的な形象を理解する上で役に立つ実施品や模型、写真、動画の資料などがある場合、これを証拠として提出することができる。商標・デザインの事件の場合、原本がカラーである証書は写しの提出もカラーの状態のものにする。

以上

[添付1]

特 許 法 院
第 〇 部
準備命令(控訴理由)

事件 2018ナ〇〇〇〇
原告(控訴人) 〇〇〇 貴下

貴方の控訴により、上記の事件の訴訟記録が本法院に受け付けられました。控訴人は、以下の準備事項に従って控訴理由を具体的に記載した準備書面と必要な証拠を提出して下さい。

準備事項

1. 控訴人は、次の事項に関する記載を盛り込んだ準備書面を提出して下さい。
 - ①第1審判決のうち、事実認定又は法理の適用の誤りがあると主張する部分
 - ②第1審における当事者の主張の要旨、相手方の主張のうち、争いのない部分
 - ③第1審でにおいて提出した証拠の要旨とその立証趣旨
 - ④控訴審における新たな主張及び証拠とその立証趣旨、これらの主張・証拠を第1審において提出できなかった理由
 - ⑤関連事件の表示
 - ⑥調停・和解の希望有無
2. 第1審において行っていない主張を提出したり新たな証拠を申し出るためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものではないことを疎明しなければなりません。その事由が疎明されない場合、法院は当該主張や証拠申請を民事訴訟法第149条により却下することがあります。特に、第1審の弁論準備期日の終結時までに提出されなかった主張を新たに追加・変更したり、それに対する証拠を提出するためには、正当な事由をもって期限内に提出できなかったことを具体的に疎明しなければならず、そ

の提出により訴訟を著しく遅延させない場合に限りです。

3. 特許法院では、「特許法院民事控訴審の訴訟手続きガイド」を定めております。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速且つ効率的に忠実な裁判進行のために、上記の訴訟手続きガイドの内容を熟知の上、それに従って下さい。特に、**準備書面の分量は、民事訴訟規則により30ページ以内にするのが原則です**。準備書面は、上記の訴訟手続きガイドの「VII. 書類の作成」を参照して作成し、証拠の申請は「V. 証拠の申請」及び「VII. 書証の提出」を参照して申し出て下さい。
4. 上記の事項を順守しない主張の提出及び証拠の申請の場合は、民事訴訟法第149条により却下されることがあります。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

[添付 2]

特許法院 第○部 準備命令(答弁)

事件 2018ナ○○○○

被告(被控訴人) ○○○ 貴下

被控訴人は、答弁の内容を具体的に記載した準備書面及び必要な証拠を提出して下さい。

準備事項

1. 被控訴人は、次の事項を盛り込む答弁書を提出して下さい。
 - ① 控訴人の主張に対する答弁、控訴人の主張のうち争いのない部分
 - ② 第1審において提出した証拠の要旨とその立証趣旨
 - ③ 控訴審における新たな主張及び証拠とその立証趣旨、これらの主張・証拠を第1審において提出できなかった理由
 - ④ 相手方の提出した書証に対する認否
 - ⑤ 関連事件の表示
 - ⑥ 調停・和解の希望有無
2. 第1審において行っていない主張を提出したり新たな証拠を申し出るためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものではないことを疎明しなければなりません。その事由が疎明されない場合、法院は当該主張や証拠申請を民事訴訟法第149条により却下することがあります。特に、第1審の弁論準備期日の終結時までに提出されなかった主張を新たに追加・変更したり、それに対する証拠を申し出るためには、正当な事由をもって期限内に提出できなかったことを具体的に疎明しなければならず、そ

の提出により訴訟を著しく遅延させない場合に限りです。

3. 特許法院では、「特許法院民事控訴審の訴訟手続きガイド」を定めております。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速且つ効率的に忠実な裁判進行のために、上記の訴訟手続きガイドの内容を熟知の上、それに従って下さい。特に、**準備書面の分量は、民事訴訟規則により30ページ以内にするのが原則です**。準備書面は、上記の訴訟手続きガイドの「VII. 書類の作成」を参照して作成し、証拠の申請は「V. 証拠の申請」及び「VII. 書証の提出」を参照して申し出て下さい。
4. 上記の事項を順守しない主張の提出及び証拠の申請の場合は、民事訴訟法第149条により却下されることがあります。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

[添付 3]

外国語弁論申請書

- 事件番号 :

- 提出者 :

- 外国語弁論許可申請の事由²⁾
 - 当事者が外国人である事件

 - 主な証拠調査が外国語で書かれる必要がある事件

 - その他にそれに準じる国際的関連性がある事件

- 許可申請の外国語³⁾ :

2018. ○. ○.

原告/被告 ○○○

2) 以下の事由のうち、該当する項目に表示し、各項目に関する具体的な事由を記載します。

3) 現在許可される外国語は英語に限ります。

[添付 4]

外国語弁論申請に関する意見書

- 事件番号 :

- 提出者 :

- 外国語弁論申請に関する意見⁴⁾
 - 同意する

 - 同意しない

2018. ○. ○.
原告/被告 ○○○

4) 以下のうち該当する項目に表示します。

[添付 5]

外国語弁論申請(同意)撤回書

○ 事件番号 :

○ 提出者 :

上記の事件に関する外国語弁論申請(同意)を撤回します。

2018. ○. ○.

原告/被告 ○○○

[添付6]

特許法院

第○部

弁論準備命令(要約争点整理書面の提出)

事件 2018ナ○○○○
[原告 ○○○ / 被告 ○○○]

同事件の第1回弁論期日を2018. ○. ○. ○○:○○、特許法院○○○号法
廷に指定しました。訴訟関係を明瞭化するため、原告と被告は、2018.○.○.
までに別紙の要約争点整理書面の作成要領に従って要約争点整理書面を提出して下
さい。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

<別紙>

要約争点整理書面

○ 事件番号 :

○ 提出者 :

I. 控訴理由の要旨

II. 争いのない事項

III. 争点整理表

争点	争点に関する当事者の主張及び証拠

IV. 提出書証(電子文書)のうち、主な弁論内容に関する部分の証拠説明

番号	書証明	作成日	作成者	要旨及び立証趣旨

V. 争点に関する当事者の追加提出証拠

証拠方法	立証趣旨

VI. 相手方の提出書証に対する認否意見

VII. 相手方に対する釈明事項

VIII. 訴訟進行に関する意見

※ 要約争点整理書面の作成要領

要約争点処理書面は、裁判の円滑な進行と忠実な審理を図るために活用される予定ですので、原告及び被告は、下記の作成要領を参考にして1～2ページの範囲内で作成・提出して下さい。特許法院では、「特許法院民事控訴審の訴訟手続きガイド」を定めております。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速且つ効率的に忠実な裁判進行のために、上記の訴訟手続きガイドの内容を熟知の上、それに従って下さい。要約争点整理書面は、上記の訴訟手続きガイドの「VII. 書類の作成」を参照して作成して下さい。

1. 「控訴理由の要旨」の欄には、第1審判決の当否に関する控訴人の主張事由を簡略に記載する一方で、その事項が複数の場合には項目を分けて記載すること。

例えば、第1審判決が特許発明の進歩性が否定されるという無効抗弁について判断した場合には、「進歩性の有無について誤判した」と抽象的に記載せずに、進歩性の有無を判断する中で具体的にどのような誤判をしたのかを記載し、第1審判決の商標の類似性について判断した場合には、「第1審判決が商標の類似性について誤判した」と抽象的に記載せずに、商標の類似性を判断する中で具体的にどのような誤判をしたのかを記載すること。

【例示1】第1審判決が同事件の特許発明の請求項1(以下、「請求項1」という)の進歩性の有無を判断する中で、例えば、①先行技術の構成要素1を「A1」と理解すべきところを「A2」と誤解してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、②請求項1の構成要素1を「B1」と理解すべきところを「B2」と誤解してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、③請求項1の構成要素2と先行技術の構成要旨2とが相違しているにもかかわらず、一致していると誤認してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、④請求項1の構成要素3と先行技術の構成要素3とが同一であるにもかかわらず、相違していると誤認してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、⑤請求項1と先行技術との相違点は、通常の技術者が容易に克服できるにもかかわらず、そうでないと誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、⑥先行発明が出願前に公知共有となったものにもかかわらず、そうでないと誤認してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法があるなど

【例示2】第1審判決が商標の類似性を判断するなかで、例えば、①商標の構成のうち「A」部分が識別力がないにもかかわらず、識別力があると誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、②同事件の登録商標は、「A」部分が要部でないか、その部分だけで認識できないにもかかわらず、そうであると誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、③同事件の登録商標は呼称(又は外観、観念)と先登録商標の呼称(又は外観、観念)が類似していないにもかかわらず、類似していると誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある、④先登録商標の指定商品Aと同事件の登録商標の指定商品Kとは類似していないにもかかわらず、類似していると誤判してしまい、審決の結論に影響を及ぼした違法がある。

2. 「争点」とは、当事者間で事実上又は法律上において争いのある事項を意味するため、原告及び被告は訴状、答弁書、準備書面とそこに添付されている証拠資料などを検討した後、当事者間で争いのない事項と争いのある事項を抽出し「当事者間で争いのない事項」及び「争点」の欄に記載する(争点が多い場合は、表を追加する)。

【争いのない事項の例示】①第1審判決において請求項1の構成要素1が先行技術に示されている、又はそこから容易に導出できると判断した部分は争わない、③第1審決において請求項2～5の限定された構成要素が先行技術に示されている、又はそこから容易に導出できると判断した部分は争わない。

【争点の例示1】①先行技術の構成要素1を「A1」と理解すべきであるか、「A2」と理解すべきであるかの判断、②請求項1の構成要素1を「B1」と理解すべきであるか、「B2」と理解すべきであるかの判断、③請求項1の構成要素2と先行技術の構成要素2とが相違しているか否かの判断、④請求項1の構成要素3と先行技術の構成要素3との相違点をPであると把握すべきか、Kであると把握すべきかの判断、⑤請求項1と先行技術との相違点は、通常の技術者が容易に克服できる程度に該当するか否かの判断、⑥先行発明が出願前に公知共用となったものか否かの判断など

【争点の例示2】①商標の構成のうち「A」部分に識別力があるか否かの判断、②同事件の登録商標が構成「A」部分が要部か、その部分だけで認識できるか否かの判断、③同事件の登録商標の呼称と先登録商標の呼称が類似しているか否かの判断、④先登録商標の指定商品Aと同事件の登録商標の指定商品Kが類似しているか否かの判断

3. 「争点に関する当事者の主張及び証拠」の欄には、争点に関する当事者の主張を簡略に記載し、これを裏付ける証拠を記載する。この項目においては、詳細な論拠を記載する必要はなく、当事者が主張する事項の概要のみを簡略に記載する。

4. 「提出書証(電子文書)のうち、主な弁論内容に関する部分の証拠説明」の欄には、書証番号、書証名、作成日、作成者、要旨及び立証趣旨などを記載する。但し、便宜上別途の書面(証拠説明書)にて提出することができる。

5. 「争点に関する当事者の追加提出証拠」の欄には、既に提出された証拠以外に追加で提出する証拠の有無を明らかにし、もし、追加で提出する証拠がある場合には、その証拠方法及び立証趣旨を記載しなければならない。追加提出証拠方法については、証拠申請書を別途の書面にて提出しなければ、適法な証拠申請として認められないという点に留意する必要がある。さらに、特許法院は、原則として最初の弁論期日に全ての証拠調査を済ませるというやり方で弁論期日が運営されるということを考慮し、要約争点整理書面を提出する際に追加提出証拠の提出も完了しなければならない。

6. 「相手方の提出書証に対する認否の意見」の欄には、文書の成立を認める場合には成立認定、成立を争う文書に対しては否認、分からない文書については不知と記載する。

7. 「相手方に対する釈明事項」の欄には、相手方に対し釈明を求める事項を記載する。

8. 「訴訟の進行に関する意見」の欄には、期日進行に関する当事者の意見を記載する。

※ その他事項

1. 弁論の進行順序及び時間：書面及び証拠の確認、控訴人の控訴理由及び争点の整理、争点に関する当事者の弁論(それぞれ20分以内)、質疑応答、補充弁論などの順に進められるが、事案によって進行の順序や時間は変更される場合がある。

2. 弁論方法：要約争点整理書面に記載された内容に基づいて争点に関する当事者の主張と証拠を中心に弁論しなければならないが、必要とされる場合は、PT資料を活用した弁論を行ってもいいが、PT資料は裁判部で指定した期限までに提出しなければならない。図面、図表、対比表、証拠などを法廷のスクリーンに現出させたまま弁論したり、証拠の説明又は証拠の弾劾などをする方法により弁論することが望ましい。

3. 当事者の主張及び証拠が複雑に絡み合っていて弁論に時間を要する、又は進行の順序を変更する必要がある場合には、予め裁判部にその事情及び予想弁論時間などを知らせると、裁判部で参考とする(終)。

[添付7]

特許法院
第○部
弁論準備命令

事件 2018ナ○○○○
[原告○○○ / 被告○○○]

同事件の第1回弁論期日を2018. ○. ○. ○○:○○、特許法廷○○○号法廷に指定しました。当事者の主張を明確にし、忠実の審理に向けて原告と被告に下記の事項に対する準備を命じます。

記

1. 原告と被告は、2018. ○. ○. までに全ての主張及びそれに関する主な証拠を提出・申請をしなければなりません。
2. 証人申請、鑑定申請など時間を要する証拠の申請は、2018. ○. ○. までに書面にて申し出なければなりません。
3. 留意事項
 - イ. 弁論期日の変更申請、主張及び証拠の提出・申請期限の延長申請は、期限を迎える1週間前に正当な事由を疎明し、書面にて申し出なければなりません。
 - ロ. 主張及び証拠の提出・申請期限の後、主張を追加・変更(例えば、新規性・進歩性に関する主張において主な先行発明を変更する、又は先行発明及びその組み合わせの関係を追加・変更するなど)したり、新たな証拠を申請するためには、故意または重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものではないことを疎明しなければなりません。その事由が疎明されない場合、当該主張や証拠申請を民事訴訟法第149条により却下されることがあります。

- ハ. 弁論期日には特に断りがなり限り、原告、被告の順でそれぞれ20分以内の範囲で口頭弁論が許容される予定です。口頭弁論のための弁論資料などは弁論期日の勤務日基準2日前まで提出しなければなりません。
- 二. 弁論期日には、当事者が必要であると判断する場合、事件と直接的に関連のある製品や模型、関連技術を理解する上で役に立つ写真や動画の資料などを提示することができます。
- ホ. 特許法院では、「特許法院民事控訴審の訴訟手続きガイド」を定めております。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速且つ効率的に忠実な裁判進行のために、上記の訴訟手続きガイドの内容を熟知の上、それに従って下さい。特に、**準備書面の分量は、民事訴訟規則により30ページ以内にすることが原則です**。準備書面は、上記の訴訟手続きガイドの「VII. 書類の作成」を参照して作成し、証拠の申請は「V. 証拠の申請」及び「VII. 書証の提出」を参照して申し出て下さい。

2018. 〇. 〇.

裁判長 判事

[添付 8]

特 許 法 院
第 〇 部
事件管理ウェブ会議の準備命令

事件 2018ナ〇〇〇〇
[原告 〇〇〇 / 被告 〇〇〇]

当事者の主張を明確にし、忠実な審理に向けて下記の準備事項に関する準備を命じます。

下 記

1. 事件管理ウェブ会議の日程

事件管理ウェブ会議を 2018. 〇. 〇. 〇〇:〇〇 にビデオ通話(スカイプ、skype)の方法で行います⁵⁾。会議の開始5分前までにスカイプ(skype)に接続し、ビデオ及びスピーカ、マイクの点検を済ませて下さい。

2. 事件管理ウェブ会議の内容

事件管理ウェブ会議においては、以下の内容及び日程について協議する予定です。その後の裁判手続きは、協議された内容及び日程に従って進められるため、予め主張及び申請する証拠を準備して下さい(民事訴訟法第147条を参照)。効率的な会議の進行に向け、相手方の代理人と以下の事項について予め協議して下さい。

- ① 弁論期日の日付及び回数、各期日別の進行事項
- ② 主張及び証拠の提出期限(総合準備書面の提出期限、専門家陳述書の提出期限、準備書

5) ウェブ会議のためには、「スカイプ(skype)」プログラムのインストール(上記のプログラムは www.skype.com のウェブサイトからダウンロードできます)、ウェブカメラ、ヘッドセット(スピーカ、マイク)などの装置が必要です。

面の提出回数及び分量を含む)

- ③検証・鑑定や、専門家証人など時間を要する証拠の申請の有無及び期限
- ④専門審理委員の指定有無
- ⑤当事者による技術説明会の実施有無
- ⑥請求項の解釈に関する審理を先行して行うか否かの判断
- ⑦侵害有無、特許権などの無効有無、損害賠償額の算定など、争点別に進めるか否かの判断
- ⑧争点となる特許に関する訂正審判又は訂正請求がある場合の進行に対する方策
- ⑨無効、権利範囲の確認など関連事件が係属中の場合、並行審理を進めるか否かの判断
- ⑩付調停有無
- ⑪争点の確認及び整理

3. 留意事項

- イ. 円滑な訴訟手続きの進行に向け、同事件において争う事実関係及び法的争点をウェブ会議期日の7日前までに提出して下さい。特に請求項の解釈について争いがある場合、当該請求項、用語(句、節を含む)などを特定し、それについて主張する解釈を提出します。
 - ロ. 事件管理ウェブ会議の結果、別途で発令される準備命令において主張及び証拠の提出期限を定めた場合、その期限に違反して主張及び証拠を提出する当事者は、正当な理由により上記の期限内に提出できなかったことを疎明しなければなりません。もし、正当な理由が疎明されなかった主張及び証拠は、民事訴訟法第147条第2項、第149条により却下されることがあります。
 - ハ. 特許発明の無効事由に関する主張は、以下の事項を含めなければならず、提出期限後に以下の事項に関する主張を追加・変更するためには正当な事由があることを疎明しなければなりません。
 - ① 通常の技術者の技術水準(学歴、資格、職業分野及び期間など)
 - ② 先行発明：主な先行発明を追加・変更するか、又は複数の先行発明を組み合わせる上で具体的な組み合わせの関係を異にする場合
- 二. 特許法院では、「特許法院民事控訴審の訴訟手続きガイド」を定めております。具体

的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速且つ効率的に忠実な裁判進行のために、上記の訴訟手続きガイドの内容を熟知の上、それに従って下さい。特に、準備書面の分量は、民事訴訟規則により30ページ以内にするのが原則です。準備書面は、上記の訴訟手続きガイドの「Ⅶ. 書類の作成」を参照して作成し、証拠の申請は「Ⅴ. 証拠の申請」及び「Ⅶ. 書証の提出」を参照して申し出て下さい。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

[添付 9]

特 許 法 院
第 〇 部
手 続 き に 関 す る 準 備 命 令

事件 2018ナ〇〇〇〇
[原告 〇〇〇 / 被告 〇〇〇]

上記の事件について、2018. 〇. 〇. の事件管理ウェブ会議において協議した内容に基づいて主張・証拠の提出期限と弁論期日などを下記のとおり指定します。

記

1. 原告(控訴人)の総合準備書面の提出期限は、2018. 〇. 〇.までとし、被告(被控訴人)の総合準備書面の提出期限は、2018. 〇. 〇.までとします。
2. 総合準備書面には争点に関する全ての主張を記載し、それに関する主な証拠を提出しなければなりません。上記の総合準備書面の提出後に主張を追加・変更(例えば、新規性・進歩性に関する主張において、主な先行発明を変更したり、先行発明及びその組み合わせの関係を追加・変更するなど)したり、新たな証拠を申請するためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものではないことを疎明しなければなりません。その事由が疎明されない場合、当該主張・証拠の申請は民事訴訟法第149条により却下されることがあります。
3. 第1回弁論期日を2018. 〇. 〇. 〇〇:〇〇、特許法院〇〇号法廷に指定します。
 - イ. 第1回弁論期日に議論する争点は、...です(例：特許第〇〇号、請求項1に係る発明の進歩性が否定されるか否か)。

- ロ. 弁論期日には、原告(控訴人)、被告(被控訴人)の順にそれぞれ20分以内の範囲で口頭で弁論します。
- ハ. 口頭弁論のための弁論資料などは、弁論期日の勤務日基準2日前まで提出しなければなりません。
4. 争点に関する専門家証人の申請期限は、2018. 〇. 〇までとします。専門家証人の申請書には、専門家証人の専門性と客観性が確認できる基本事項確認書[添付11]を添付しなければなりません。*専門家証人の申請が採択され、第1回弁論期日に証人尋問を同時に行う必要がある場合、原告・被告の協議の下、第1回弁論期日を変更することができます。
- * 特許法院では、「特許法院民事控訴審の訴訟手続きガイド」を定めております。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速且つ効率的に忠実な裁判進行のために、上記の訴訟手続きガイドの内容を熟知の上、それに従って下さい。総合準備書面の分量は、民事訴訟規則により30ページ以内にすることが原則です。総合準備書面は、上記の訴訟手続きガイドの「VII. 書類の作成」を参照して作成し、専門家証人の申請は「V. 証拠の申請」を参照して申し出て下さい。

2018. 〇. 〇.

裁判長 判事

[添付10]

特許法院
第○部
準備命令(ウェブ会議)

事件 2018ナ○○○○
[原告○○○ / 被告○○○]

当事者の主張を明確にし、忠実な審理に向けて下記の準備事項に関する準備を命じます。

準備事項

1. ウェブ会議の日程

証拠調査の日程などの協議に向けたウェブ会議を2018. 〇. 〇. 〇〇:〇〇にビデオ通話(スカイプ、skype)の方法で行います⁶⁾。会議の開始5分前までにスカイプ(skype)に接続し、ビデオ及びスピーカ、マイクの点検を済ませて下さい。

2. 原告(控訴人)は、2018. 〇. 〇. までに損害額に関する全ての主張及びそれに対する立証計画を提出しなければなりません。

3. 原告(控訴人)は、損害額の算定の要件事実について被告(被控訴人)に対して釈明を求める事項、損害額の算定のために被告(被控訴人)に求めるべき書類(資料)がある場合は、2018. 〇. 〇. までにそれを具体的に記載した書面にて提出しなければなりません。

6)ウェブ会議のためには、「スカイプ(skype)」プログラムのインストール(上記のプログラムはwww.skype.comのウェブサイトからダウンロードできます)、ウェブカメラ、ヘッドセット(スピーカ、マイク)などの装置が必要です。

4. 被告(被控訴人)は、2018. 〇. 〇. までに以下の事項を盛り込んだ準備書面を提出しなければなりません。

- ① 原告(控訴人)の損害額主張に対する答弁
- ② 原告(控訴人)が主張する売上高などの事実に対する具体的な答弁
- ③ 原告(控訴人)の釈明事項に対する答弁
- ④ 原告(控訴人)が提出を求める書類(資料)の所持の有無、任意の提出可否、任意の提出ができない場合のその具体的な事由

5. ウェブ会議の内容

ウェブ会議においては、以下の内容及び日程について協議する予定です。効率的な会議の進行に向け、相手方の代理人と以下の事項について予め教示して下さい。

- ① 被告(被控訴人)の任意の提出書類(資料)の種類及び範囲
- ② 書類(資料)の提出命令の申立有無及び範囲
- ③ 主張及び証拠の提出期限
- ④ 専門家証人、鑑定など時間を要する証拠の申請有無及び期限
- ⑤ 付調停有無
- ⑥ 争点の確認及び整理

6. 留意事項

イ. 主張及び証拠の提出期限後に主張を追加・変更したり、新たな証拠を申請するためには、故意又は重大な過失により訴訟の完結を遅延させたものではないことを疎明しなければなりません。その事由が疎明されない場合、当該主張・証拠の申請は民事訴訟法第149条により却下されることがあります。

ロ. 損害額に関する主張

- ① 原告(控訴人)は、損害額の算定の根拠となる条項を明示し、その要件事実に対する主張に関連のある証拠番号を表示します。
- ② 被告(被控訴人)は、相手方の主張事実について争う場合、単純な否認ではない具体的な答弁をしなければならず、そうでない場合は、裁判部は具体的に否認しない事

実について争いが無いものと見なすことができます(例：①原告が特許法第128条第2項に基づいて損害額の算定を主張する場合、被告が原告の主張の譲渡数量を否認する場合には、被告が実際に譲渡した数量を明らかにしなければなりません。②原告が同条第4項に基づいて損害額の算定を主張する場合、被告が原告主張の利益額を否認する場合には、実際の利益額とその算定の根拠となる売上高、経費、利益率などを明らかにしなければなりません)。

- ハ. 損害額を証明するための証拠が、一方の当事者に偏っており、それを提出しないか廃棄するなど、証拠調査に協力しないため、特許法第128条第2項から第6項に基づいて損害額を算定することが極めて困難であるとする場合、法院は同条第7条に基づいて相当な損害額を認める上で上記のような事情を考慮することができます。
- 二. 特許法院では、「特許法院民事控訴審の訴訟手続きガイド」を定めております。具体的な内容は、ホームページ(<http://patent.scourt.go.kr>)を参照して下さい。迅速且つ効率的に忠実な裁判進行のために、上記の訴訟手続きガイドの内容を熟知の上、それに従って下さい。特に、準備書面の分量は、民事訴訟規則により30ページ以内にするのが原則です。準備書面は、上記の訴訟手続きガイドの「Ⅶ. 書類の作成」を参照して作成し、証拠の申請は「Ⅴ. 証拠の申請」及び「Ⅶ. 書証の提出」を参照して申し出て下さい。

2018. ○. ○.

裁判長 判事

[添付 1 1]

専門家証人の基本事項確認書

身元 情報	氏名		生年月日	
	住所			

中立性			
1	原告・被告(会社の場合、代表理事及び役職員、以下同様)と親族関係にありますか？	はい	いいえ
2	原告・被告と債権・債務関係にありますか？	はい	いいえ
3	原告・被告と業務を共にするか、又は契約関係、雇用関係、その他これに準じる関係にある、若しくは過去にありましたか？	はい	いいえ
4	原告・被告が関与した訴訟又は同事件の特許・製品などに関する訴訟において証人として証言したことがありますか？	はい	いいえ
5	本件の訴訟について原告・被告に諮問したことがありますか？	はい	いいえ

専門性	
1	証人の専門分野を具体的に記載して下さい。
2	<p>専門分野について、(1)現在及び過去の職業(在職期間、職位、担当業務を含む)を示し、(2)学位/資格、論文/報告書、その他専門性を確認できる資料があれば、その内容を具体的に記載して下さい。</p> <p>※ 以下の記載欄が足りない場合、別紙として添付可能</p>

専門家証人の業務
<p>専門家証人は、当事者の一方に偏ることなく事実と専門知識とに基づいて陳述しなければなりません。専門家証人は、当該分野の専門家として客観的に検証されており、当該分野において広く認められている事実/理論に基づいて陳述しなければならず、本人の主観的な理論/解釈に基づいて陳述してはなりません。</p>

以上の記載事項は、全て事実であることを陳述します。

日付 20
署名

[添付12]

特 許 法 院
第 ○ 部
弁論準備命令(専門家証人)

事件 2018ナ○○○○
[原告 ○○○ / 被告 ○○○]

2018. ○. ○. ○○:○○の弁論期日における専門家証人に対する証人尋問について、忠実な審理を行うため、原告と被告に下記の事項について準備を命じます。

記

1. 原告(控訴人)の専門家証人陳述書などの提出
 - イ. 原告(控訴人)は、2018. ○. ○. までに専門家証人陳述書及び証人尋問事項を提出しなければなりません。主尋問は、専門家証人陳述書の範囲内で行わなければなりません。
 - ロ. 証人に対して主尋問において提出する、又は引用する全ての資料(ファミリー特許、翻訳文、実物の写真、参考資料を含む)は、2018. ○. ○. までに証拠として提出される必要があります。
2. 証人に対する主尋問と反対尋問は、それぞれ20分以内に制限します。
3. 当事者は、主尋問と反対尋問のための通訳人を同行することができます。通訳人を同行できない場合は、2018. ○. ○. までに裁判部にそれを知らせ、通訳人指定申請をしなければなりません(国際事件において専門家証人が許可された外国語で証言する場合、当事者は通訳人を同行する必要がありません)。
4. 専門家証人の証言の信憑性を弾劾する主張及び証拠は、2018. ○. ○. までに提出し

なければなりません。

2018. 〇. 〇.

裁判長 判事